

| | |
|------------------|---|
| Title | 偽装養取に見られる社会変動：古代メソポタミア・ヌジ遺跡出土文書による |
| Sub Title | Social change reflected in the source of false adoption contracts at Nuzi |
| Author | 牧野, 久美(Makino, Kumi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1991 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.91- 119 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0091 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

偽装養取に見られる社会変動

——古代メソポタミア・ヌジ遺跡出土文書による——

牧 野 久 実

目次

はじめに

1 資料の性格

- (1) ヌジとヌジ文書について
- (2) 偽装養取契約とその解釈

2 資料の分析

- (1) 方法
- (2) 土地契約としての偽装養取
- (3) 労働契約としての偽装養取

3 結論——偽装養取に見られる社会変動

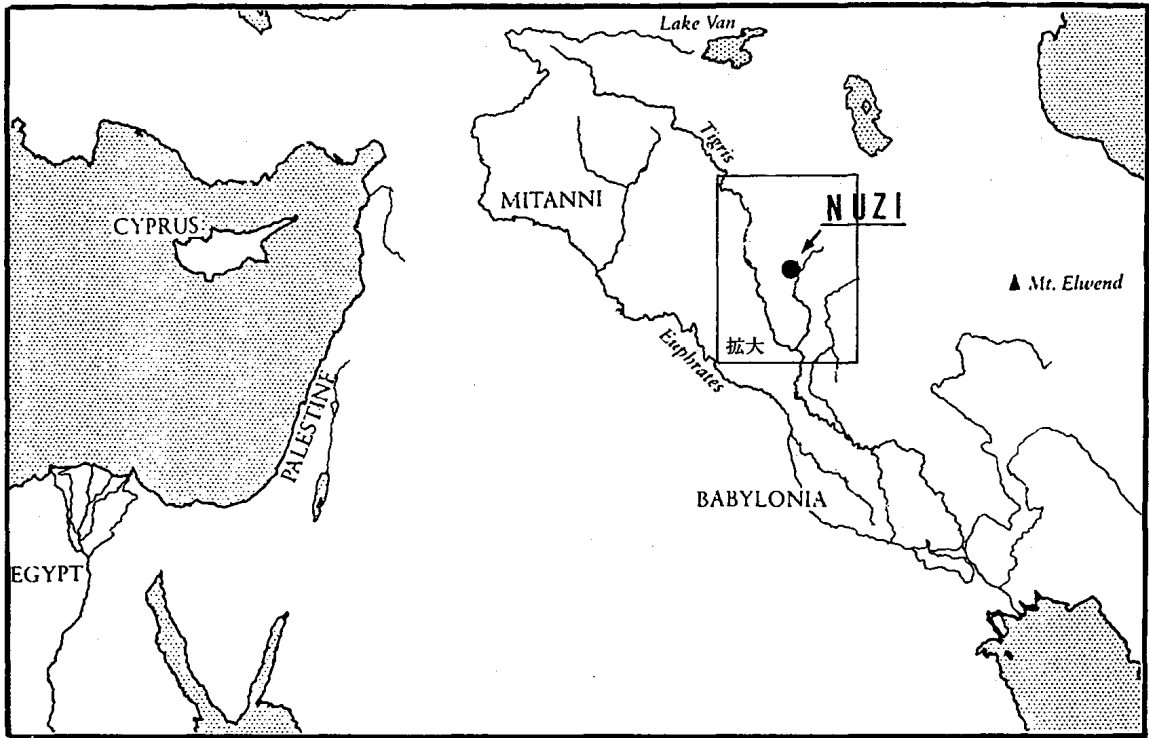
- (1) 社会組織の変化
- (2) 社会変動の背景

偽装養取に見られる社会変動

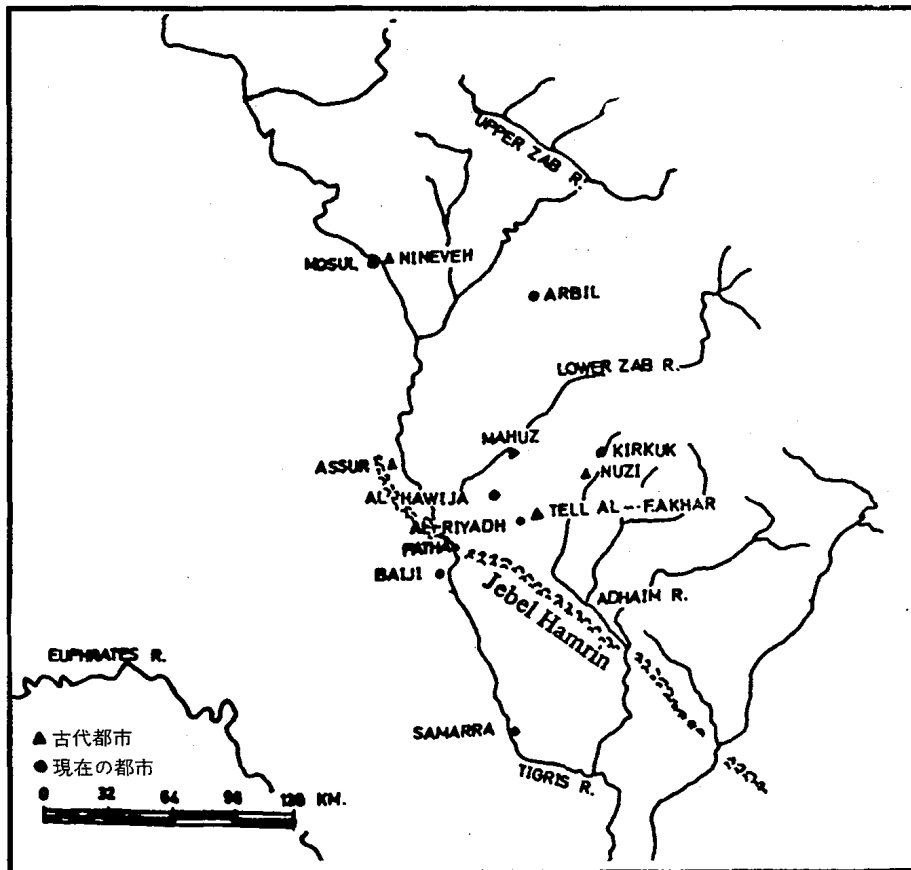
はじめに

イラク北部の古代都市ヌジ(図1)では、ある時期に特殊な養取契約が多数行われた。それは、一部の者達が、時には数百にも及ぶ多数の養父を持ち、彼等を扶養する代償として養父の土地を継承する契約である。これらの養取契約の特徴は、土地と労働力の取得を主目的としている点であり、このために偽装養取契約と呼ばれる。このような契約は、ヌジの社会組織やその変化と密接に結びついていると考えられるが、これまでに行われた文献史学的研究や社会学的研究においては、分析対象が特定の契約やそこで使用される用語に限定されていたことや、研究における視点が静的であったために、社会変動

図1 ヌジ遺跡の位置



史 学 第六十卷 第一号



九二 (九二)

に関する研究としては必ずしも充分なものではなかった（1章2節）。

本稿においては、社会変動を偽装養取契約による社会組織の新しい秩序の形成過程としてとらえた研究を行なう。偽装養取は、労働、土地の保有形態に深く関わるものと考えられる。従って偽装養取契約と他の労働、土地に関する諸契約の共存関係と変遷を調べることによって、偽装養取が社会にもたらした影響を考え、さらに、このような社会変動の背景を、ヌジとこれを取り巻く社会的、自然的環境との関係に基づいて検討する。その際、他の考古資料からの成果も可能な限り取りいれることにする。

1 資料の性質

(1) ヌジとヌジ文書について

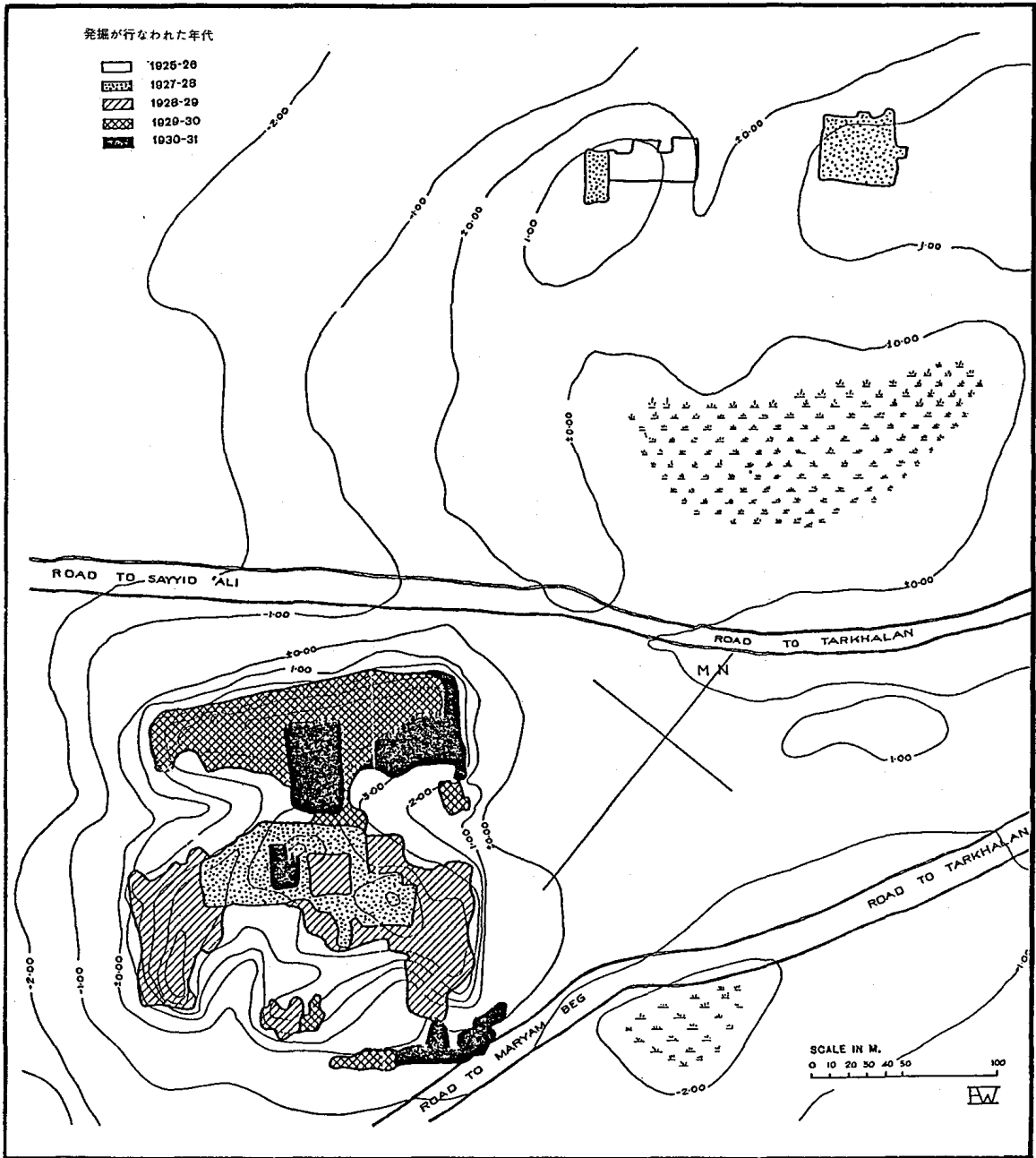
ヌジは、イラク北東部キルクーク近郊ヨルガンテペ(YORGHAN TEPE)にある青銅器時代の都市遺跡である。この遺跡の存在はもとも盗掘によって知られ、市場にはそこから出土していた粘土板文書が出回っていた。組織的発掘調査はペンシルヴァニア大学の E. Chiera, ハーバード大学の R. H. Pfeiffer, R. F. Starr によって

偽装養取に見られる社会変動

て一九二五年から一九三一年にかけて計五回行われた。テルはクルディスタン山地が緩やかに広がるなだらかな平地に立地し、南方にはティグリス川支流のシャットエルアドハイム川が流れる。そこには高さ六メートル一辺約二〇〇メートルの方形の大テルを中心に、幾つかの小テルが存在する(図2)。大テルには神殿、宮殿、住居等が、そして、小テルにも幾つかの住居が見られる。市街は城壁によって囲まれていた形跡があるが、そのほとんどが侵蝕されていて、正確な都市の境界については不明である。

ヌジはアラプハ⁽²⁾という小国の一都市であり、その人口の大半がフルリ人⁽²⁾という北方起源の民族であった。彼等は前二〇〇〇年を少し過ぎた頃にアラプハ地方にやってきて、徐々にこの地の社会に影響を及ぼし始めたその結果の一つとして、ガスル⁽³⁾というアッカド人の商業都市がフルリ人によってヌジと改名されたのである。ヌジが成立した正確な年代については不明であるが、当時の強国であるミタンニ⁽⁴⁾王サウシャッタルの書簡⁽⁵⁾が出土したことから、遅くともそれは前十五世紀と推定される(年表参照)。この書簡は、ヌジを含めたアラプハ諸都市が当時ミタンニの統治下におかれていたことを示す。移動、定

図2 ヌジ遺跡の発掘区域
R.F. Starr 1937 より



住、そして強国の統治というプロセスによって、フルリ人達の生活は大きく変えられていったであろう。ヌジの存続期間はアッシリアによって破壊されるまでの約一世紀であるが、この間に書かれ、現在まで残された粘土板文書は、約四〇〇枚である。⁶⁾この多くが私宅に保存されていた個人的な契約書であり、その内容から当時の経済活動や親族関係等についてうかがい知ることができ

(2) 偽装養取契約とその解釈

人間は、誰もが誕生と同時に何等かの親族関係の網の目に組み込まれる。親族関係は、必ずしも純粋な血縁関係だけでなく、姻族関係や様々な擬制的親族関係を含んでおり、居住、経済活動、祭儀等における集団の形成に重要な役割を果している。原始社会においては、親族組織と社会組織は特に緊密な対応関係にあった。従って、ヌジにおいて、偽装養取というアラブハ地方以外に例を見ない契約がある時期に多数行われたということからは、ヌジの社会組織の変化や社会変動を考える上で重要な手掛りとなる。⁷⁾

通常、養取とは、財産及び家系の単系的な継承と永続を目的として作られる擬制的親族関係である。⁸⁾メソポタ

ミアにおける養取慣行の確かな証拠は、前三〇〇〇年紀より見られる。⁹⁾従って、養取の概念及び *marutu* (息子権) という語はヌジに特有なものではなく、一般的に見られるものである。通常の養取契約は、契約者に幾つかの義務を課す。養父は養子への財産継承を保証しなければならぬ。そして、養子は養父を扶養し、彼等の死後は埋葬し弔わなければならない。

しかしながら、本論で扱う偽装養取契約とは極めて特殊なものである。それは、複数の養父を持つことにより、彼等の土地や財産を特定の養子が継承するというものである。偽装養取は、幾つかの点で通常の養取とは異なっている。主な相違点は以下の通りである。第一に、通常の養取では養子は養父の保護とひきかえに土地等の継承財産を得るのに対し、偽装養取では養子は養父の保護及び贈物 (*distin*) とひきかえに継承財産を得る。第二に、偽装養取では、通常の養取契約に見られる項目、例えば養父の埋葬義務等といった記載が省かれている。第三に、継承される土地についての権利を取り消すよう養父に要求したり、譲渡される土地についての細かな記載 (大きさ、質、位置) がなされる等、通常の養取契約よりもむしろメソポタミアの土地売買に共通する要素が見

られる。第四に、一度に複数の養父を持つたり、同一人物が何人もの人物に複数回養取される例が見られることである。尚、個人名は通常、父の名と共に表されるが (PN1 mār PN2: PN2 の息子である PN2)、偽装養取では養子の父名は変化しない。これらの相違点より、偽装養取の最も重要な要素が土地の譲渡にあることが明らかである。

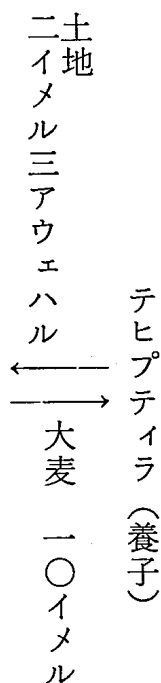
偽装養取契約には、主に以下のことが記されている。

- 1、契約の主題 (tuppi marutu: 養取文書) 及び契約者の氏名。
- 2、継承物である土地に関する詳細な記述 (zittu: 継承の意)。
- 3、養子から養父に与えられる贈物 (qistu)。これは穀物、衣類、金属等から成り、継承される土地とほぼ同価値である。
- 4、後に訴訟が起り、土地が他者から請求された場合に、これを退けることを養父に義務づける。
- 5、契約違反時の罰金。罰金は、契約者の双方又は養父のみに課せられ、通常、金と銀で支払われる。
- 6、イルク (ilku)。これは必ずしも全ての契約に記されるわけではない。イルクとは、バビロン法典によると「支給された土地とひきかえに行われる耕作及び兵役の義務」を意味する。¹⁰⁾
- 7、証人達と書記の捺印。

実際の偽装養取契約は以下のようなものである。

例…N二九八

「ハマツタルの息子イルヤの養取契約。彼は、プヒシェンニの息子テヒプティラを息子にした。イルヤはテヒプティラに継承物としてイムビリシュのディムトウ⁽¹¹⁾の西、そしてエニヤのディムトウの東にあるニイメル三アウエハル⁽¹²⁾の土地を与えた。そしてテヒプティラはイルヤに贈物として大麦一〇イメル⁽¹³⁾を与えた。もしもこの土地が他から請求されたら、イルヤがこれを退けテヒプティラのために取り戻すべし。イルクはイルヤが負う。もしもイルヤが契約を犯したなら、銀一ミナ金一ミナ⁽¹⁴⁾を支払うべし。」



これまでに、社会変動の一環として偽装養取をとらえようとした研究には、二つの見解が存在した。一つはヌジを封建制社会と解釈したもの、もう一つは共同体社会と解釈したものである。このような見解の相違は、ヌジにおける土地の所有権が誰にあったかという点について、異なる解釈が出された結果である。

ヌジ社会を封建制社会と解釈した代表的研究者は、H. A. Speiser⁽¹⁵⁾, P. Koschaker⁽¹⁶⁾, P. M. Purves⁽¹⁷⁾, N. K. Weeks⁽¹⁸⁾ である。彼等は偽装養取契約に出現するイルクという用語から判断して、土地がヌジを含む国家に属していたために私的な土地売買が禁じられていたこと、そして養取がこのような法をごまかす手段として行なわれ、このことが私有の概念を発達させたと論じている。また、H. Levy⁽¹⁹⁾ は、土地が国家に属するという点については彼等の見解と一致しているものの、偽装養取契約において養子から養父に与えられる *qistū* (贈物) を耕作のための助成金と解釈し、このような契約に見られる親子関係は臣下が封建貴族へ封土を返却する行為を示すものと考えた。従って、先の四者とは異なり、ヌジ社会が封建制の全盛期にあったという見解に達した。

他方、ヌジ社会を共同体的社会と解釈した代表的研究者は、E. Cassin⁽²⁰⁾, N. B. Jancowska⁽²¹⁾ である。彼等は、土地譲渡に養取という親族概念が使用されたことや *dintu* の解釈⁽²²⁾ より、ヌジが拡大家族的な共同体によって構成された社会と考えた。彼等の考えによると、土地はそのような共同体に属し、イルクは諸個人が属する共同体に対して行なうべき奉仕義務であった。

偽装養取に見られる社会変動

このような見解の相違は、彼等が分析対象を偽装養取契約にほぼ限定し、そこで使用された用語の文献史的な分析にとどまったことや、そのような分析によって、国家や共同体といった限られた側面について静的なとらえかたをしたことによるものと思われる。社会変動を、社会組織の新しい形成過程と考える以上、分析の対象は偽装養取契約だけでなくその周辺部の諸契約まで含めなければならぬし、又、それらの共存関係や変遷の意味を、ヌジを取り巻く社会的自然的環境の中で考えなければならぬ。さらに、そこから導きだされた結果を、他の考古学的資料に基づく分析結果と可能な限り照し合わせることも必要であろう。

2、3においては以上の点に留意し、これまでの成果を取りいれつつ、偽装養取に見られる社会変動について分析を行なう。

注

(1) ヨルガンテペは地表面から平均五・五メートルの高さを持つ。岩盤まで発掘された三地点(N一二〇・五・四メートル、L四・六・四五メートル、北神殿の井戸・八・三三メートル)の内、L四では新石器時代から青銅器時代への移行期、シュメル、アッカド、フルリ、の三つの

文化層に属する一五の居住層が判別できた。前四千年後半にあたる新石器時代と青銅器時代の移行期は一四層、前三千年期にあたるシュメル、アッカド時代は五一三層に属す。この内、少なくとも八一〇層はガスルというセム系アッカド人の住む地であった。一一、一二層は移行期、一三層はガスルの終わりとヌジの始まり、そして、一四、一五層はフルリの文化に属す。フルリの時代は紀元前一九〇〇—一三〇〇年であるが、L一四の一四、一五層にはヌジの宮殿遺構が見られ、時代は前五五〇—一四五〇年頃であろう。なお、ヨルガンテペは前一四世紀にアッシリア人によって破壊された後放棄された。Starr, R. F. 1937 VOL. 1 p. 29-38.

(2) フルリは言語学上の存在である。フルリ名はウル第三王朝時代に初めて現われ、その後バビロニアやカッパドキアにも現われるようになる。しかしフルリ人が大挙して移動してくるのは、早くとも前二〇〇〇年紀初めである。前一九〇〇年直後には彼等はヌジやテルビラ（モスルの北）に定着し、その後、シリヤやパレスティナにも現われるようになった。

(3) ガスル文化については、三地点（N一二〇、L四、神殿）における試掘によって得られた遺物、遺構、そしてそこから出土した約二〇〇枚の粘土板文書によってある程度復元された。文書に記載された人名は、ガスルがアッカド人の住む都市であったことを示している。アッカ

ドのサルゴンによるメソポタミア征服とその王朝（前三千年期前半）によって、歴史上初のセム人による帝国が確立されたが、その際にアッカド文化が北部メソポタミアや小アジアへもたらされた。ガスルは、アッカド帝国の遠隔地交易を発達させるために建設されたアッカド人植民地の一つであったらしい。文書は手紙、領収書、契約、土地記録等であり、これらから西はアシュールから東はシムツルム、ハマジそして南はアッカドにまで広がる領域の交易について知ることができる。アシュールとの密接な関係を示す文書はアシュールからも出土している。ガスル文化は基本的にアッカド人の文化であるが、シュメル語の職業リストや慣用句はシュメルの影響を示している。カッパドキア文書は、アシュールがカッパドキアで確立したような交易関係をガスルが持っていたことを示す。又、典型的なヒッタイトのダブルアックスは小アジアとの関係を示している PFEIFER, R. H. 1931 p. 213.

(4) ミタンニはヒッタイトの東に存在し、その首都ワスガニはカブル河上流にあったと言われる。サウシャッタル王の時代に（前一四五〇年頃）、同じフルリの諸国を掌握して大きな勢力となり、最も栄えた時には西はユーフラテス河から北シリアに渡り、地中海の門戸であるウガリットのあたりまでを支配下に置いた。さらに、東はアッシリアを征服した。

- (5) HSS 146
- (6) 公式発掘によって明らかにされたものは、ガスル期の文書二二一枚を含む四一六〇枚 (JEN^u: 一一六〇枚、SMN: 三〇〇〇枚、*SMNの一部は、ENに変更) である。その他に約三〇〇枚の非公式に発掘されたものが存在する (大英博物館蔵: T. G. Pinche 刊行)。公式発掘文書の刊行状況は以下のとおりである。E. Chiera (JEN1-5: 1927-34. HSS5: 1929) R. H. Pfeiffer (HSS 13: 1942) T. J. Meek (HSS10: 1935) E. R. Lacheman (JEN6: 1939. HSS 14. 15. 16. 19.: 1950-62) D. I. Owen (SCCNH1-: 1981-)。
- (7) ヌジの他にテルアルファカルから出土した。
- (8) 大林太良 一九七四
- (9) M. David 1927 p. 109.
- (10) ハムラビ法典 三八
- (11) デイムトゥについては三章一節を参照
- (12) 一イメル^{II}一〇アウエハル、一イメル^{II}一八、〇〇〇平方メートル、Steele, F. R 1943 p. 30.
- (13) 一イメル^{II}八〇リットル、Steele, F. R 1943 p. 25.
- (14) 一タレント^{II}六〇シナ、一シナ^{II}六〇シケル、一シケル^{II}八・四グラム (バビロニアの場合) 尚、金と銀の価値は九: 一である。Steele, F. R 1943 p. 35.
- (15) E. A. SPEISER 1928-29
- (16) P. KOSCHAKER 1928, 1944.

偽装養取に見られる社会変動

- (17) P. M. Purves 1945.
- (18) N. K. Weeks 1972.
- (19) H. Lewy 1942.
- (20) E. Cassin 1938.
- (21) N. B. Jankowska 1969.
- (22) 三章一節を参照

2 偽装養取に見られる社会変動—分析

(1) 方法

ヌジの偽装養取から社会変動の動態を明らかにするために、以下のような二つの分析基準を設ける。

- (a) 偽装養取契約と、労働、土地に関する他の諸契約との共存関係や変遷を調べる。偽装養取契約は、土地と労働に関わる契約である。そして養取は、これらの管理体制に何らかの変化を加える手段であったと考えられる。土地と労働は、農耕を経済的基盤とするヌジ社会のかなめであるから、土地と労働に関する様々な契約書との関係において偽装養取契約の役割を捉えることが、ヌジの社会変動と偽装養取契約の関係を考えるために必要であろう。

- (b) 諸契約の共存関係とその変遷を調べるために、偽

装養取を含めた土地と労働に関する契約を、契約者の名を用いて世代別に分類する。

ヌジが存在した年代については、ほぼ紀元前十五世紀頃と考えられる。だが、契約書の変遷を明らかにするためには出土文書の詳細な編年を行うことが必要である。ヌジ文書には日付を書きしるしたものはないが、契約者の人名から導きだした家系と世代を手掛りにして、契約書の編年を行うことが可能である。文書からは父名と共に書きしるされた約六〇〇〇の人名が判別できる。⁽¹⁾ これらを音価や父名との一致、及び出土状況を利用しながら、特定の個人とその系譜を復元する。⁽²⁾

(c) 今回は試論として、現在までにある程度その構成や世代が明らかにされてきた三つの家族の家系が行なった契約を分析の対象とし、それぞれの世代における諸契約の出現頻度を観察する。尚、本稿で取り上げるのは、北地区の三つの住居(図3、4)から復元した三家系(図5)である。書記名を利用することによって三家系の世代別契約書の共存関係を示し(図7)、その結果に基づいて論を進める。

(2) 土地契約としての偽装養取

ヌジは農耕を経済的な基盤としていた。従って、土地

に関する契約書は、ヌジの経済及びそれを管理する組織について知るための手掛りとなるだろう。主な土地契約書は、偽装養取、土地交換(*supultu*)、土地貸与(*tidannutu*)である。

土地交換とは二者が無期限で土地を交換する契約である。主に以下の事が記される。1、契約者の名前。2、契約者Aから契約者Bへ譲渡される土地。3、契約者Bから契約者Aへ譲渡される土地。4、*utu*(交換する土地の質的差異を補うもの)。5、両契約者の土地に対する権利放棄と契約違反時の罰則。6、証人達と書記の捺印。

面積、位置、質といった土地についての詳細な記載より、交換される土地がほぼ同等の価値を持つことがわかる。同等でない場合、例えば面積は同じであるが一方は灌漑地で他方はそうではない場合など、そのような質的差異を補うために穀物、金属、家畜、衣類などが支払われる(*utu*)。従って、この契約は対等な立場の契約者が行なう土地交換と解釈される。

例…「田ニ二八七

「プヒシェンニの息子テヒプティラが、ハシヤの息子ハマナ、タエの息子ハマヤ、ウヌカ「ヤ」の息子カルジ

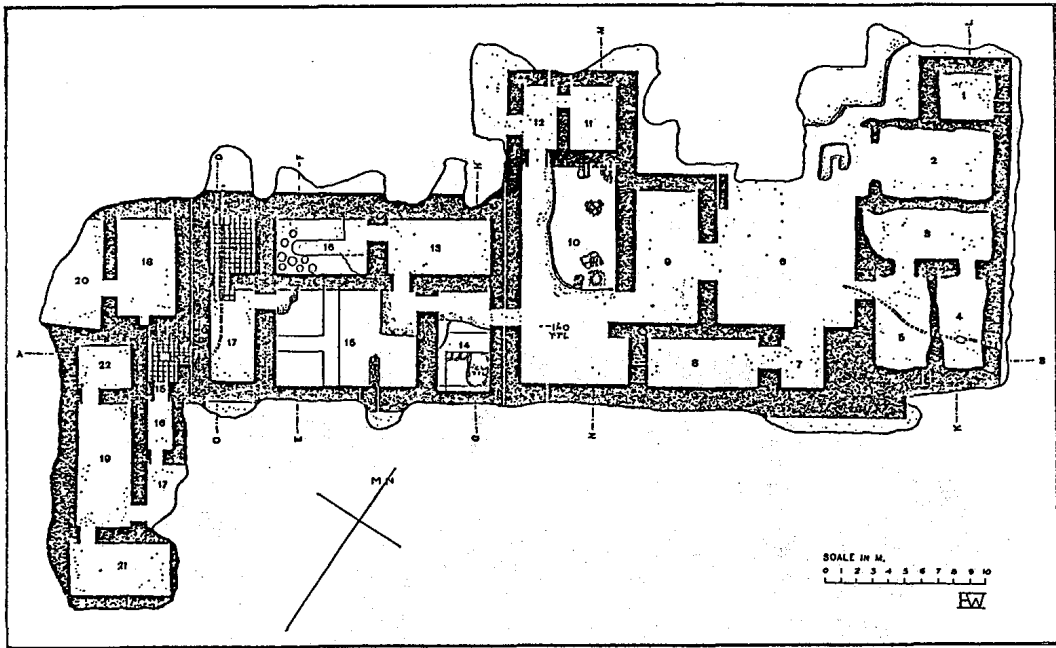


図3 シュルクティラとテヒプティラの住居
R.F. Starr 1937 より

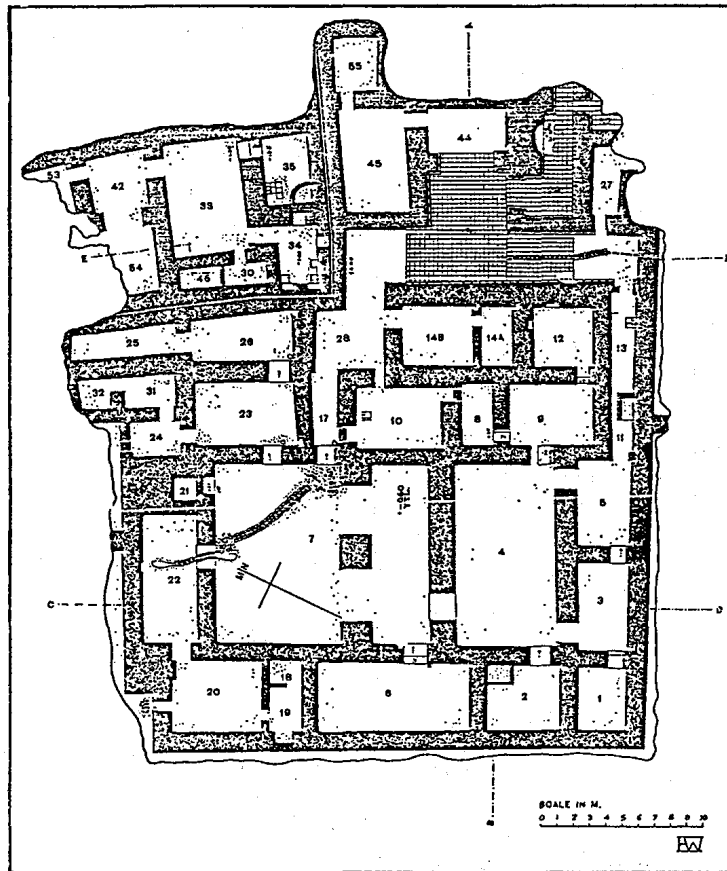


図4 ジギとシルクテシュプの住居
R.F. Starr 1937 より

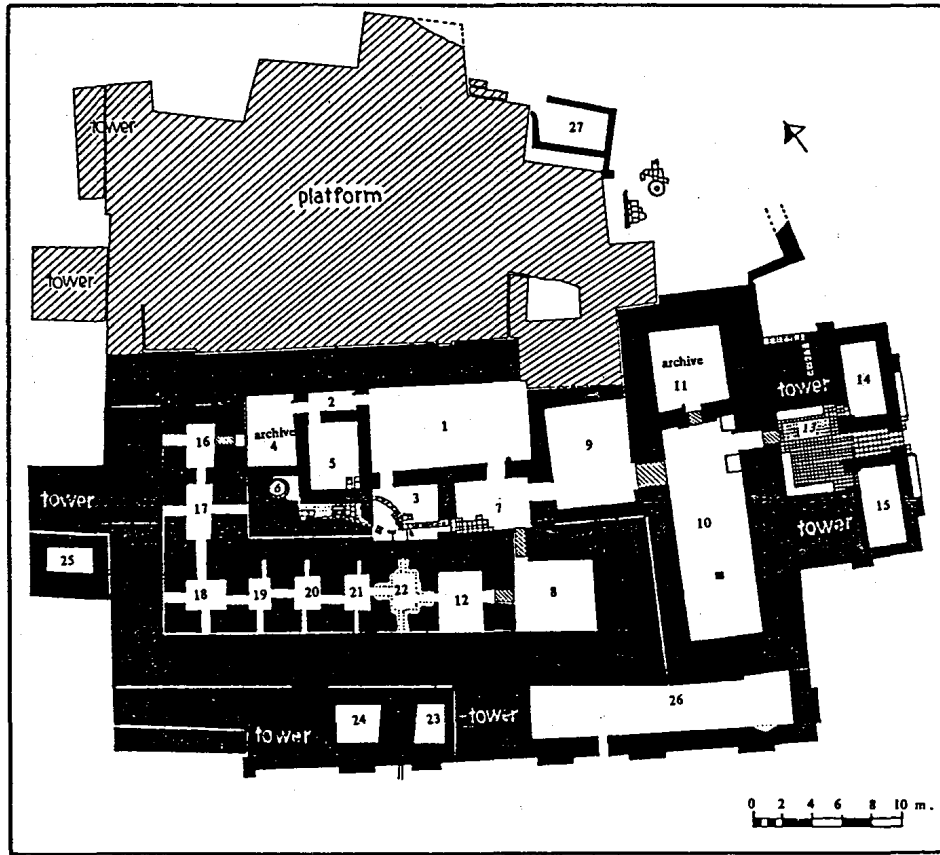


図5 テルアルファカル
Y. Al-Knalesi 1977 より

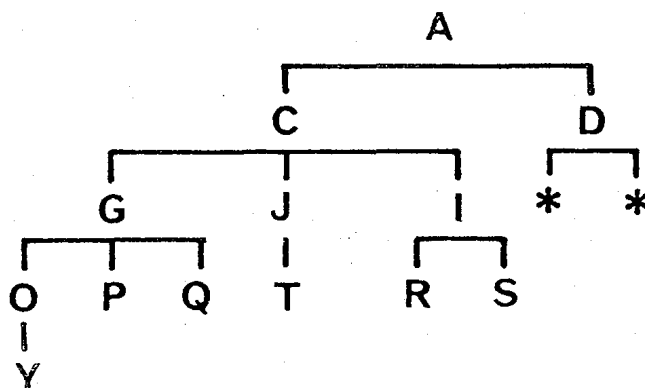
年表 G. Roux 1983 より

| B.C. | バビロニア | アッシリア | ミタンニ | ヒッタイト | シリア | エジプト |
|------|--|---|---------------------------------------|---|--|--|
| 1600 | カッシート王朝 Agum II (1602-1585) | Erishum III Ishme-Dagan II | | 古ヒッタイト王朝 C.1740より Hantilis (1590-1560) | | 新王国 第18王朝 Ahmes I (1580-1550) |
| 1550 | 約9人の支配者 (不明確) Burnaburiash I | Puzur-Ashur III | | Zidantas I (1560-1550) | | Amenophis I (1550-1528) |
| 1500 | Ulamburiash Kashtiliash II | Ashur-nirari I <i>Mitannian domination</i> | Paratarna Shaushatar | Telepinus (1525-1500) ヒッタイト帝国 Tudkhaliyas II | エジプトによる遠征 | Tuthmosis I (1528-1510) Tuthmosis II Tuthmosis III (1490-1436) |
| 1450 | Kara-Indash | Ashur-bel-nisheshu | Artatama I | Arnuwandas I Hattusilis II | エジプトによる征服 北シリアにおける ミタンニの影響 | Amenophis II (1436-1413) Tuthmosis IV |
| 1400 | Kurigalzu I Burnaburiash II (1380-1350) | Eriba-Adad | Shuttarna I Tushratta | Tudkhaliyas III Arnuwandas II Suppiluliumas (1375-1335) | アマルナ時代 (c. 1400-1350) ヒッタイトによる征服 | Amenophis III (1405-1367) |
| 1350 | Kurigalzu II (1345-1324) Nazi-Maruttash | Ashur-uballit I (1365-1330) Enlil-nirari Arik-den-ilu | Mattiwaza <i>Mitanni overthrow</i> | Mursilis II (1334-1306) | | Amenophis IV (1367-1350) Tut-ankh-Amon (1347-1339) Horemheb (1335-1308?) |

図6 家系図

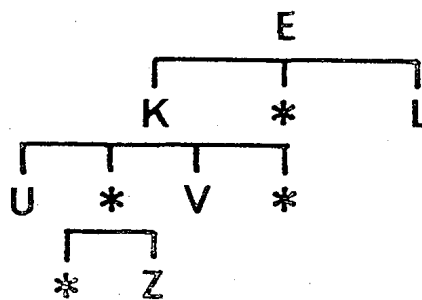
第1家系

- A: PUHISENNI
- B: (F) WINNIRKE
- C: TEHIPTILLA
- D: HAISTESUP
- G: ENNAMATI
- H: (F) UZNA
- I: SURKITILLA
- J: AKIPTASENNI
- O: TAKKU
- P: PAKLAPITI
- Q: TURSENNI
- R: TARMITILLA
- S: ZIKE
- T: WURTESUP
- Y: TIESURHE



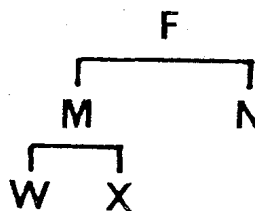
第2家系

- E: AKKUYA
- K: ZIGI
- L: SURIHIL
- U: ARZIZZA
- V: AKAPSENNI
- Z: AKAWATIL



第3家系

- F: TAUQA
- M: HANAQA
- N: ILANNU
- W: ILUMAH
- X: ABUSQA



偽装養取に見られる社会変動

図7 家系別世代別契約書数

| | 世代 | | 第2世代 | | | | | 第3世代 | | | | | | | | 第4世代 | | | | | | | | 第5世代 | | | | | | | | |
|-----|------------|----|------|-----|---|---|----|------|----|---|----|---|---|---|---|------|----|---|---|---|---|---|---|------|---|---|----|---|----|----|---|--|
| | 教系 | | 1 | | 2 | 3 | | 1 | | | | 2 | | 3 | | 1 | | | | 2 | | 3 | | 1 | 2 | | | | | | | |
| | 個人 | 合計 | C | D | E | F | 合計 | G | H | I | J | K | L | M | N | 合計 | O | P | Q | R | S | T | U | V | W | X | 合計 | Y | Z | 合計 | | |
| 土 | 養取(契約) | 1 | 1 | 235 | 2 | 8 | 1 | 246 | 8 | | | | | 1 | | 2 | 9 | | | 1 | 1 | 2 | 1 | | | | | | 14 | | | |
| | (宣言) | | | 45 | | | | 50 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 2 | | | |
| | (訴訟) | | | 13 | 5 | | | 18 | 20 | | 11 | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 2 | | | |
| | (同意) | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | |
| | (リスト) | 3 | 3 | 6 | | | | 6 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| | 交換(契約) | | | 81 | 3 | | | 84 | 7 | | | 2 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | |
| | (宣言) | | | 26 | | | | 26 | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | | | |
| | (訴訟) | | | 1 | 1 | | | 2 | 3 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | | |
| | (同意) | | | 3 | | | | 3 | 2 | | | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 3 | 1 | 3 | |
| | (リスト) | | | 1 | 1 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | | |
| 地 | 貸与(契約) | | | 3 | | 2 | | 5 | | | | | 1 | | | 21 | 22 | | | | | 1 | | | | | | 2 | 1 | 1 | | |
| | (宣言) | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | | | | | | | | | | 4 | 1 | 1 | | | |
| | (訴訟) | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | 2 | | | | |
| | (同意) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 労働 | 貸与(契約) | | | 14 | | | | 14 | 3 | 3 | | 1 | | | 1 | 8 | | | | | | | | | | | 5 | | | | | |
| | (宣言) | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | |
| | 養女 | | | 6 | | | | 6 | 3 | 2 | | 1 | | | 1 | 7 | | | | | | | 1 | | | | 2 | | | | | |
| | 奴隷(ARDU) | | | 5 | | 1 | | 6 | 3 | | 1 | | | | | 4 | | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 1 | 1 | | | |
| | 奴隷(HAPIRU) | | | 20 | | | | 20 | 1 | | 1 | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | 収獲者雇用 | | | 1 | | | | 1 | 1 | | 1 | | | | | 2 | | | | | | | | | | | 4 | | | | | |
| その他 | 貸与(穀物) | | | 1 | | | | 1 | 1 | 3 | 2 | | | | | 6 | | | 2 | 4 | 1 | | | 2 | | | 9 | 1 | 1 | | | |
| | (家畜) | | | 1 | | | | 1 | | | | | 2 | 1 | 1 | 4 | | | 1 | 1 | | | | | 1 | | 3 | | | | | |
| | (羊毛) | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (金属) | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | |
| | (煉瓦) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | 1 | | | 3 | | | | | |
| | (人) | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | 2 | | | | | 2 | | | | | | |
| | 分配(穀物) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | |
| | リスト(穀物) | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 6 | | | | | |
| | (家畜) | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | |
| | (人) | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 植 | 売買(馬) | | | | 1 | | | 1 | 3 | | | | | | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (駝車) | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (矢) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | (煉瓦) | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | 1 | 2 | | | | | |

ヤ、タエの息子クラフピとイプシャハルと行った土地交換文書。これら五人の者達は、テヒプティラに「・・・」の土地に接したキプテシュプのディムトゥ内とその周辺にある七イメル一アウエハルの土地とディムトゥを与え、テヒプティラはこれら五人の者達にヌヅにある土地五イメルとゴゴとして大麦一〇イメルを与えた。土地が他者から請求されたら、それぞれの者がこれを退け持主に与えるだろう。もしもこれら五人の者達が契約を犯せば、彼等はテヒプティラに銀一ミナ金一ミナを支払うべし。これらの者達の誰かが土地を解放してテヒプティラに与えるだろう。」

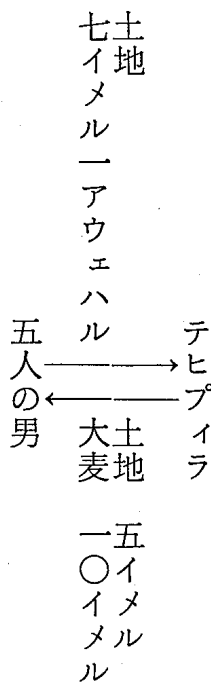


図9に示される通り、二世代目に偽装養取と土地交換が集中して行なわれている。これらの契約は、しばしば同一の土地及び付近の土地を取引の対象としている。例えば、テヒプティラはある契約においてハマナから養取によって土地を得、その後さらに土地交換によってその付近の土地を得ている。従って、偽装養取はアラプハ地

方の各都市の土地を獲得するための、そして土地交換は敢在する保有地を集積するための手続きであったと考えられる。このことは、少数の大土地保有者を出現させ、土地の管理体制を変化させたであろう。では、それ以前に存在した土地の管理体制とはどのようなものであったのだろうか。

偽装養取及び土地交換には通常十人から十五人という多数の証人名が記されている。これらの証人は数世代の広がりを持つ。例えば、養子の一族が四世代にわたって証人として出現する例が見られる。⁽⁵⁾このことは、ヌヅ初期の土地が多数の人間に関わっており、後に訴訟が起こる可能性が高かったことを示している。実際に、偽装養取が集中する二世代より後の時期に偽装養取に関する訴訟が多発しており、そのような事態には証人の証言が必要とされた。訴訟の多くは、土地の権利について養父や養父の実子が養子、養子の実子を訴えるものである。⁽⁶⁾このような土地の権利に関わる親族の範囲を明らかにすることは必ずしもたやすいことではないが、単に親子、兄弟のみならず広い範囲の親族及びその他の人間関係が関わっていたことを示している。これは、養父との親族関係が明らかでない第三者が訴えを起こす例や、⁽⁷⁾養父が

複数である例⁽⁸⁾からもわかる。

しかしながら、このような状況はヌジ初期に限られていた。偽装養取及び土地交換は、その後集中的に現われる土地貸与にとってかわられる。土地貸与とは二者が一時的に財産を交換する契約で、担保によって保証される貸借契約と解釈される。主に、以下の事が記される。

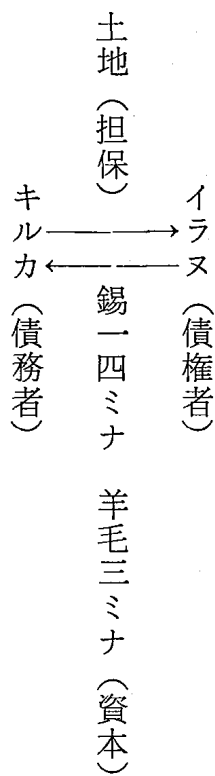
- 1、契約者（債権者と債務者）の名前。
- 2、債務者から債権者へ保証物として譲渡される土地。
- 3、債権者から債務者へ貸与される物。
- 4、返却の時期。
- 5、権利放棄及び契約違反時の罰則。
- 6、証人達と書記の捺印。

土地貸与は、土地によって貸借契約を保証する契約である。債権者は、債務者の土地を担保として一定期間保有し、その土地から得られる生産物を利子として得る。貸借期間は平均して三年であるが、時には十年と長期にわたるものもある⁽⁹⁾。期限を過ぎても資本の返却がなされない場合は、土地の権利は永久に債権者のものとなる。

例：HSS 581

「イキヤの息子キルカの貸与文書。ニルナテのディムトウの平野にありパルテの土地の下手、ハシュテの土地の南、フプタの土地の上手にある土地一イメルを担保とし

てキルカはタウキの息子イラヌに与えた。そしてイラヌは錫一四ミナ、羊毛三ミナを与えた。四年後に錫一四ミナと羊毛三ミナをキルカがイラヌに返却しこの土地を取り戻すだろう。もしもこの土地が種付けされていたら、彼はこれを取らないだろう。この土地からカシュカを動かしてはならない。もしも土地が他から請求されたらキルカがこれを退けイラヌに与えねばならない。この粘土板はヌジ市のディシャエ門の入口において宣言された後に書かれた。」



この契約は偽装養取と同様に、当時の人々の生活が困難な状況にあったことを示している。中には、資本を返すことが出来ずに同じ土地を二度にわたって担保に入れた例⁽¹⁰⁾や、他の親族（父親や叔父と共に）が同じ土地を繰り返し担保に入れた例⁽¹¹⁾。さらに、土地ばかりでなく息子の労働力を担保にした母親の例⁽¹²⁾も見られる⁽¹³⁾。

土地貸与は土地獲得契約の一つとして考えられるが、以下の点で偽装養取と異なる。第一に、土地権利の譲渡

が一時的なものであること。第二に、土地取引に親族概念を用いないこと。第三に、証人の数が通常四人から五人と少ないこと。第四に偽装養取よりも後の時期に出現することである。

第一の点は土地権利の永久的な移動がほとんど行われなくなつたことを意味する。このことは、それ以前に多数行われた偽装養取契約によって土地の保有者が定着したことを示している。第二の点は、親族概念を媒介とする土地の永久的譲渡が行われなくなったこと、そして一時的な土地権利の譲渡が親族概念を使用せず、純粹な契約概念によって行われたことを示している。そして第三の点は、土地保証契約が比較的短期の期限付のものであるため、偽装養取契約のように数世代にわたつて訴訟を起こすような可能性がなかつたとも考えられる。しかしながら、契約が短期間であろうとも、その間に何等かの訴訟を引き起すような事故が発生する可能性は否めない。この点、証人数の違いは、土地保有に関わる人間関係が親族概念を用いたものからそうでないものへ変化したことを示すものである。そして第四の点は、このような変化が、まさに偽装養取契約によってひきおこされたことを示している。

恐らく、ヌジ初期には血縁で結ばれた多数の人間が土地管理に関わつていた。偽装養取はこのような体制を崩壊させ、土地保証に見られるような新しい土地管理体制を作るきっかけとなつたのであろう。

(3) 労働契約としての偽装養取

古代メソポタミアの労働者は法的権利の有無によって大きく二つに分けられる。⁽¹⁴⁾ 即ち、法的権利を持つ市民労働者と、全く法的権利を持たない奴隷である。

法的権利を持つ市民労働者は、耕作や手工業に従事した。彼等は生産手段（土地）の有無により、自由民とそれ以外の人達、即ち、半独立の労働者に分けられる。

自由民は自らの生産手段によって自らのための労働を行なつた。これに対し、半独立の労働者達は生産手段を持たず、契約によって食糧や衣類または賃金とひきかえに土地保有者に労働力を提供した。

偽装養取を労働という観点でとらえるならば、まさに多くの自由民がこのような半独立の労働者になつたことが考えられる。これには、イルクという語に注意しなければならぬ。イルクは、バビロン法典の用語より「国家から支給された土地に対して行なわれる耕作と兵役の義務」と解釈される。即ち、イルクは個人が土地を保有

することに對して行なう労働を意味する。養父は土地を継承物として養子に与えるが、イルク、即ち土地の耕作は行ない続ける。つまりこれは、彼が土地という生産手段を放棄することによって、自由民から半独立の労働者になったことを意味する。一方、養子は多くの半独立の労働者を抱えるようになった。従って、ヌジ初期に現われる数多くの偽装養取は、この時期に一部の労働力管理者階級と、ここに従属する半独立の労働者階級が出現したことを示している。

同様の变化は、ヌジ全般に見られる養女獲得 (mat-utu kallitu)、労働貸与 (tidennutu) といった契約によっても示される。

養女獲得は、自由民がその娘を養女として他の自由民の家に出す契約である。養父は、彼女を誰とでも結婚させる権利を得る。結婚相手は通常、養父の奴隷であった⁽¹⁵⁾が、養父自身や養父の親族である場合もあった⁽¹⁶⁾。夫が死亡した場合、彼女は養父の紹介によって他の者の妻となり、結局一生養父の家で奉仕しなければならなかった。この契約によって、彼女は衣食住を保証され、彼女を養女に出した家族は養父から代金を得る。契約違反時に⁽¹⁷⁾奴隷の支払を求められる例から、彼女はほぼ奴隷と同じ労働力とみなされた。

例：JEN 50

「養女契約。ジナブの息子アリッハは娘ハタマイルシャを「娘として」プヒシェンニの息子テヒプティラに与えた。テヒプティラはハタマイルシャを「妻として」彼の奴隷イリサパに与えた。もしもイリサパが死ねば、テヒプティラは誰でも好きな者にハタマイルシャを与えるだろう。ハタマイルシャの継承物はテヒプティラのものである。もしも、ハタマイルシャが他者から請求されたら、アッハはこれを退け、彼女をテヒプティラに与えなければならぬ。テヒプティラは銀「」をアリッハに「与えた。もしも」アリッハがこの契約を犯し娘について訴えるなら、アリッハはテヒプティラに「金」一ミナ銀一ミナを支払うべし。」

一方、労働力貸与は人の労働力によって保証される貸借契約である。一定期間後に借りた資本を返却すれば、その者は自由の身となるが、契約期間中は債権者のために労働を行なわねばならない。これを怠った場合は、一日毎に一定額の罰金が課せられる。返却する資本の額は提供した労働力によって減じられることはない。従って、労働は貸借物の利子と考えられる。期限付きではあ

るが契約期間は長期にわたり、中にはほとんど一生債権者の家で奉仕しなければならぬ例もあつた。⁽¹⁸⁾

例：JEN 293

「プヒシエンニの息子〔テヒ〕プティラの保証〔文書〕。シャドウケウイの〔息子〕ハルシエンニは大麥〔八〕イメルを受け取り、その代りに息子アルティディを八年間テヒプティラの家においた。八年後にハルシエンニは大麥八イメルを返却し、息子を取り戻すだろう。もしも彼がテヒプティラの仕事を怠れば一日につき銅ミナを支払うべし。もしもアルティディが死亡したら、ハルシエンニのもう一人の息子を取るべし。もしもハルシエンニが契約を犯したら、彼は良質の銀一ミナを支払うべし。」
このような例に見られるような養女獲得及び労働力貸与によって、一部の自由民が他の自由民によって拘束される身の上となつた。彼等は法的な権利を持つ市民であり続けたが、その労働内容や価値は奴隷とほぼ同様のものであつた。彼等は主に家内作業に従事し、ほとんど一生不自由な身の上であつた。偽装養取をはじめとしたこれらの労働契約は、ヌジの時代が自由民として自活することが困難な経済的状况にあつたことを示すものである。

さらに、偽装養取と同時期に多く現われる奴隷売買文書 (ardi, amtu) は、一部の者に富が集中したことを示している。奴隷は戦争捕虜や外国から売買された者達だつた。ヌジでは特にルル人⁽⁹¹⁾が奴隷として好まれた。又、ハピル⁽²⁰⁾と呼ばれる者達も奴隷として多く存在した。彼等は奴隷としての印をつけられ、その子供も同様に主人に仕えた。彼等の仕事は家内労働であつた。偽装養取を多く行なつた者達が同時に多くの奴隷を買っていることは、彼等の生活がこのような労働者の助けを必要とするほど多様になつたことを示している。さらに、初期に奴隷売買が集中して行なわれたことは、それ以前はこのような労働力が必要とされず、耕作同様に家内作業についても自由民が自らの手で行なつていた、平等な社会であつたことを意味するかもしれない。

以上のように、労働に関する諸契約の変遷は、ヌジ前期の労働力が偽装養取契約をきっかけとして一定の者達に集中しつつあつたことを示す。このことは、社会をより階層的なものへ変化させたであろう。

(注)

(1) ヌジ文書からは六〇〇〇から七〇〇〇の人名が判別で

きるが、このうちフルリ名一五〇〇種、アッカド名六三一種、シュメル名二三種、カッシート名五三種、印欧語名二八種、その他七五四種である。

I J. Gelb, P. M. Purves, A. A. Macrae 1943 p. 5.

(2) Chiea (1928), Morrison (1979), Maidman (1976)
 がこのような研究を行なったが、ヌジ文書全体からの家系の復元はなされていない。

(3) ヌジ文書は幾つかのアッカド人の書記家族によって書かれた。彼等は、ヌジ人家族の文書を代々担当した。従って、書記名の分析は複数家系の世代を時間的に一致させるにあたって参考になる。Riedman, A. H. 1987 p. 5.

(4) JEN 122.

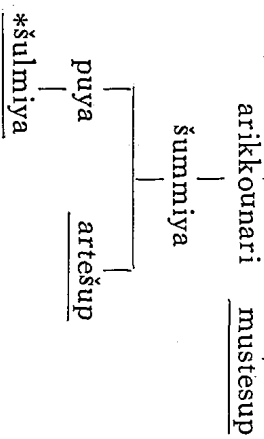
(5) JEN 418.

* 証人リスト

- mustesup mār arnabu
- našwe mār kalulu
- wandiya mār nahiašu
- summiya mār arikkannari
- muštēya mār aršenni
- artesusup mār šummiya
- pnitae mār nuzza
- urhiya mār aršādūya
- ennašūgrum mār taya
- šugrabu mār dundūya

- abeza mār pazziya
- ikkiya mār ninuari
- arzizza mār nige
- albūya mār hašiya
- sulmiya mār pūya
- paglabidi mar kani

* arnabu



* dimtu の名前としての出現
 — 証人として捺印

- (6) 例えば、JEN二〇八、三四五、三六九、三八〇
- (7) JEN一〇五、三三三、三六一
- (8) 数人の兄弟や義兄弟、又、親族関係の明らかでない者達が養父となる例は多数見られる。

(9) 例えば、

- 一〇年：HSS 5 18
- 五年：HSS 5 85, 90
- 四年：HSS 5 88

三年：HSS 5 81, 84, 86, 87, 89, 91
二年：HSS 5 83

- (10) HSS 5 4, 12, 22
- (11) HSS 5 33, 18
- (12) 労働力によって保証される契約 (二章、三節)
- (13) HSS 5 41
- (14) I. J. Gelb 1970 p. 82.
- (15) JEN 26, 50, 429, 431, 437
- (16) HSS 5 79, 13 163
- (17) HSS 9 119
- (18) 五〇年：JEN 99、一〇年：JEN 290, 304, 306、八年：JEN 293、三年：HSS 5 82
- (19) ルル (ヌジ文書では Lulla 又は Nullu と記される) はキルクークの東部付近と言われる。
- (20) ハピルはミタンニ期 (前一五〇〇—一四〇〇) にバビロニア、小アジア、シリア、パレスチナにおいて兵士、奴隸、盗賊、商人として集団で現われる。その存在についてはシュバル又はアムル起源の民族、地域であるという説 (E. Cheira 1933) 社会階級であるという説 (A. Sarisalo 1934) と意見が分れる。ハピルは自ら奴隸契約を行ない、労働場所についてもある程度の選択権を持っていた。

偽装養取に見られる社会変動

3 偽装養取に見られる社会変遷

(1) 社会組織の変化

前章においては、ヌジにおける社会変動について、偽装養取と他の土地、労働に関わる諸契約との関連において分析した。それによると、偽装養取契約はヌジ初期に集中して行なわれ、その結果として、土地や労働力が特定の者達に集中し、社会を階属化させた。そのような変化が起こる以前のヌジ社会においては、親族集団が居住や生産、そして生産の手段となる土地保有の単位であり、ヌジを含めアラブハではそのような集団が共存する平等社会であったろう。このことは偽装養取契約において親族概念が社会組織を急激に変化させるのに大変有効であったことから明らかである。

そのような平等社会を形成していたであろう親族集団に関しては、今後詳しく研究される必要がある。例えば、Jankowska はそのような研究の一つとして、ディムトゥ (dimtu) に関する分析を行なった⁽¹⁾。ディムトゥはヌジでは土地の位置を表わす用語の一つであり、人名と共に、「テヒプティラのディムトゥ」といったように記される。ディムトゥは、塔、地方、地域、といった意

味を持つ⁽²⁾。しかし、実際にどのような領域を示すのかは明らかではない。

幾つかの契約書において、土地や建物と共にデイトゥ自体が取引の対象となっている⁽³⁾。このことはデイトゥが単に地理的な領域を示すだけでなく、何等かの具象物であったことを示している。この具象物とはデイトゥ本来の意味する「塔」であったかもしれない。ヌジの住居には、厚い壁で四方を囲み、戸外からの出入口を一つ設けた塔らしき建築物の遺構が見られる(図2 No.1)。又、アラプハ地方のヌジ型遺跡として近年注目されているテルアルファカル⁽⁴⁾の住居にも、同様の遺構が見られる(図5)。

又、デイトゥはこのような具象物であると同時に、「シュルミヤのデイトゥの二イメルの土地」(JEN 418 L5-6)といった記述に示されるように、土地や住居を含めた領域でもあった。このような領域に特定の間集団が関わっていたであろうことが、以下の事実より考えられる。デイトゥは人名と共に記されるが、これらは、実際に存在した人物であることが契約書より明らかである。例えば、アルヌアブ一族にはデイトゥ名となっている人物が二人存在する⁽⁵⁾。さらに、シュルミヤのデイトゥ

トゥの土地に関する取引⁽⁶⁾について、シュルミヤ一族の四人が証人として名を連ねている。このことは、デイトゥに血縁集団が関わっていたこと、そして、彼等がその親族名を持つデイトゥの土地管理について何らかの権利をもっていたことを示している。

このような文書に示された事実より、デイトゥが塔、塔を中心とした領域、塔を領域表示とする血縁集団、という三つの意味を持っていたといえる。ヌジ文書からは、七一の異なるデイトゥが判別できる。これらに付けられた人名の多くがフルリ名であるが、中には織物業者、陶芸職人、商人といった組織名で呼ばれるものもある。デイトゥは、アッカド名で表わされるアール(alu)と共にアラプハ地方の各都市を構成していた。しかしながら、同様の解釈ができる可能性のある語は他にも存在する。土地を表すエクル(edlu)、そして家を表すビット(bit)である。このような集落を示す用語の変遷については、今後の研究によって明らかにされる必要がある。

Jankowska は、ヌジ社会の土地管理における共同体組織の役割を強調する余り、イルクを諸個人の属する共同体に対する義務と解釈したが、これを支持する証拠は

現在のところ無い。しかしながら、養取という方法がこのような共同体組織の存在の痕跡をとどめるものという考えは、これまでに述べた通り否定出来ない。又、偽装養取が初期に集中することや次世代以降に他の様々な契約手段によって土地の取引が行われていることから、Lewy の、偽装養取は臣下が封建貴族に土地を返却する手続きである、という解釈や、Speiser, Koschaker, Purves, Weeks の、偽装養取は国家権力の元にある土地の私的な取引を合法化するための手段であり、封建制の衰退を示す、という解釈は退けられるであろう。しかし、イルクの解釈については彼等のバビロン法典に基づいた解釈が妥当である。これまでの諸見解と前章において行なった諸契約の変遷に基づいた分析を総合すると、ヌジ社会においては共同体と国家の双方が土地管理に関与しており、少なくともヌジのごく初期には共同体による土地管理体制が強調されていたが、偽装養取をきっかけにこの体制が大きく崩壊した、と結論づけられる。

問題はこのような土地管理体制の変化がどのような統治体制に関係していたのか、そして、いかなる背景において起こったものか、という点にある。本稿において分析対象としてとりあげたテヒプティラが *halsuhu* とい

うミタンニと結びついた行政官であったこと、そしてテールファカル出土の文字資料に同様の偽装養取契約が見られることは、このような体制の変化が、個人的で例外的な私有概念の萌芽というべきものではなく、むしろミタンニの国家的統治力の向上であったことを示している。そのような過程において、養取によるミタンニの中央集権化という役割を負った人々は、徐々にその地位や富を向上させたであろう。

テヒプティラ一族の居住形態に見られる変化は、このような重要な役割を担った一族の生活の変化を示している。テヒプティラ一族の住居は三つの住居から構成され、隣接する壁の関係より、南西から北東へと徐々に規模が拡大された結果、このような構造を持つにいたったと考えられる(図3)⁸⁾。これらの住居は、それぞれから出土した文書群にある人名より、それぞれ第二世代、第三世代、第四世代に属することがわかる。すなわち、この複合住居は世代毎に増築されたものと考えられる。特に最も後に建てられたであろう東側の住居については、部屋の数や規模がそれまでのものと比較して増大しており、さらに広い中庭が設けられている。

このようなセツルメントの変化は、社会の中央集権化

に伴って土地や労働力の管理に大きな役割を果たした一族がその居住様式を変化させたことを示している。

(2) 社会変動の背景

では、このような変化はいかなる社会的、自然的環境との関係からもたらされたものであろうか。南部メソポタミアにおいては、大規模な灌漑農耕に代表されるような国家的事業が常に必要とされており、そのような状況においては、ある程度自治的共同体が存在し機能していたものの、国家の統治力がすみやかに発動された。一方、ヌジが存在する北部メソポタミアは、山がちである程度まとまった降水量を有し、天水農耕によって自給自足する共同体が敢在する地域であった。このような地域においては交易等の手段によって富を蓄積した諸都市の支配力が高まり、封建的な社会を形成する傾向にあった。⁽⁹⁾ このような社会が中央集権的な国家としてまとまるには、強力な国家の統治力が必要とされたであろう。周辺地域から出土した史料によれば、青銅器時代の北部メソポタミアには国際的な競争力を持った国家としてミタンニが存在していたことがわかる。ヌジを含むアラプハはミタンニの属領であった。従って、ヌジの社会変動はミタンニが中央集権的な国家として成立するにいたった過

程と関係している。前十五世紀のオリエントはバビロニア、エジプト、そしてこのミタンニといった強国が対立し、様々な外交策によって勢力の均衡をはかりながら、シリア方面での覇権を狙うという緊張状態にあった。ミタンニの属領となったヌジを始めとするアラプハ各都市は、当然このような国際情勢の影響を受け、ミタンニの勢力拡大のために再組織化されつつあったと想像される。こうした状況の下では、国力強化のために食糧増産と軍事力の強化が要求されたにちがいない。イルクという語が使われているのもその表われであろう。このようなより組織的な統治を行なうには、土地の管理が必要である。何故ならば、土地の管理とはそこで働く農民の管理と同時に、彼等の労働の産物である穀物及び兵力の管理を意味しているからである。偽装養取契約によって中央集権化が進んだミタンニの国力は、大いに高まったであろう。ヌジ文書群に含まれる戦車隊の成員や馬具、矢等の軍事関係資料や、穀物、煉瓦等の配給リスト、市の人名リストといった生産物及び住人の管理に関する資料は、このような統治力の向上を示している。

一方、このような中央集権化が実際に成功した背景には、社会を取り巻く自然環境の変化も影響したのである

う。何故ならば、偽装養取を始めとした土地及び労働関係の契約は、自由民が、その生産手段である土地の権利を放棄してまでも富裕者の保護下に入ること望むような苦境にあったことを意味するからである。このような状況は他の文書や考古学的資料からも推定できる。例えば、偽装養取を多く行なったテヒプティラの時代のある一年は「種を蒔いたが収穫の無い年」と命名されている⁽¹⁰⁾。また、穀物の貸与は後の時代になるほど盛んになり、その利子も高額になった⁽¹¹⁾。さらに、幾つかの私宅からは乳児を納めたかめ棺が数多く出土した⁽¹²⁾。これは、凶作のために乳幼児の死亡率が高くなった時期があったことを示しているのかもしれない。これらの資料は当時の経済的状況の悪化を示すものであろう。

このような社会的、自然的環境における緊張状態を背景として、アラプハの諸都市はミタンニに統合されていた。その統合は、養取という方法で社会組織を内側から変化させることによって極めて効果的に行われたのである。

ミタンニの国家としての成立過程や統治形態については、首都ワシユガンニが未発見であることや関係する直接的な資料が乏しいために、明らかにされていない。

偽装養取に見られる社会変動

ミタンニはフルリや周辺地域から侵入した印欧語族が、新しい戦法の導入によって一種の軍事的貴族階級を形成し、土着民を支配することによって建設した国家であると言われる。しかしながら、そのような国家の形成過程において偽装養取は軍事力以上に大きな役割を果たしたであろう。そして、このような方法は、北部メソポタミアという特殊な状況における、新しい秩序の形成に必要とされたのである。

(注)

(1) N.B. Jankowska 1969 p. 237-p. 246.

(2) Chigigo Assyrian Ditionary

1、塔

2、城壁で囲まれた地域 (Old Babylonian, Flam, Middle Babylonian)

3、地方 (Old Akkadian 以降)

(3) HSS 13 363, JEN 160, 380, 382

(4) テルアルファカルは、ヌジの南西三五キロメートルに位置する小テルである。一九六七年から一九六九年にイラク古物局によって第一回の発掘調査が行われた。ヌジとほぼ同時代の大規模な住民と行政区から構成されている。この遺物からは、人骨、印章、土器、ガラス、陶器、装飾品、金属製品、そして約一〇〇〇枚のヌジ型文

書が出た。Y. M. AL-Khalesi 1977.

- (5) 二章' 注(5)
- (6) JEN 418
- (7) H. Lewy 1942 p. 1-15.
- (8) Starr, R. F 1937 p. 333-347.
- (9) A. L. Oppenheim 1959, I. M. Diakonoff 1970.
- (10) JEN 289, G. Dosch 1987 p. 224.
- (11) D. I. Owen 1969.
- (12) ヨルガンテペから約半マイルの範囲にわたって調査が行われたがヌジの墓域は発見されず、成人の埋葬例についても四地区の二例が存在するのみである。しかしながら、生後二カ月以内の乳児の遺体は、住居内の壁付近やその床下に蓋付のかめにおさめられたり、又はかめをかさまにかぶせた形で埋葬されていたものが多数発見された。特にS三九七地区では、一つのかめに一遺体を納めた約二〇のかめ棺が床上に積みかさねられていた。又、一つのかめに五から一の遺体をおさめたものも発見された。—R. F. Starr 1937 p. 296-299, p. 345-357.

【発掘報告書' 及び主な文書写本】

- “Nuzi” 1. 2 Starr R. F. 1937
- “Joint Expedition with the Iraq Museum at Nuzi” 1-6 Chiera E., Lacheman. E. R 1927-1939
- “Harvard Semitic Series” 1-8 Chiera E., Pfeiffer R. H.,

Meek T. J., Lacheman. F. R 1928-1962

“Studies on the Civilization and Culture of Nuzi and Hurrian” vol. 1. 2-, Edited by Owen. D. I and Morrison. M. A 1981, 1987

【Nuziの参考文献】

- AL-Khalesi. Y. M. “Tell Al-Fakhar (Kurrhanni). A Dimtu-settlement Excavation Report” Assur 1977.
- Berkooz. M. “The Nuzi Dialect of Akkadian” LSA 23, 1937,
- Cassin. E. M. “L'adoption à Nuzi” 1938.
- “Anthroponymie et anthropologie de Nuzi” 1977.
- Chiera E. “A Legal Document from Nuzi” AJSL 47 1930-31.
- “Habiru and Hebrews” AJSL 2 1933
- Chiera E. & Speiser. F. A. “A New Factor in the History of the Ancient Near East” AASOR 6 1924-25.
- “Selected Kirukuk Document” JAOS 47 1927.
- Contentau. G. “Les Tablettes de Kerkouk et les origines de la civilisation assyrienne” *Babyloniaca* 9, 1926.
- Cross, D. “Movable Property in the Nuzi Document” AOS 10, 1937.
- David, M. “Die Adoption im albabylonischen Recht” Leipzig, 1927.
- Diakonoff, I. M. “Ancient Mesopotamia: Socio-Economic

- History" A Collection of Essays by Soviet Scholars 1969.
- "Socio-Economic Classes in Babylonia and the Babylonia Concept of Social Stratification" RAI, 29, 1970.
- "The Rural Community in the Ancient Near East" JESHO, 18, 1975.
- Driver, G.R. & Miles, J.C. "Laws of Hammu-Rabi".
- Dosch, G. "Non-Slave Labor in Nuzi" AOS, 68, 1987.
- Eichler, B.I. "Indenture at Nuzi" 1973.
- "Another Look at the Nuzi Sistership Contracts" Essays of the Ancient Near East in Memory of J.J. Finkelstein, 1977.
- Friedman, A.H. "Economic Geography and Administration at Nuzi" Ph. D, 1982.
- "Nuzi Times" Micro Fiche, 1983.
- "Toward a Relative Chronology at Nuzi" SCCNB vol. 2, 1987.
- Gadd, C.J. "Tablets from Kirkuk" RA, 23, 1926.
- Gelb, I.J. "Hurrians and Subarians" 1944.
- "Approaches to the Study of Ancient Society" JAOS, 87, 1967.
- "From Freedom to Slavery" RAI, 29, 1970.
- Gelb, I.J., Purves, M.P. & Macrae, A.A. "Nuzi Personal Names" 1943.
- Gordon, C.H. "Fifteen Nuzi Tablets Relating to Woman" 1935, Le Museon 18,
- "Nuzi Tablets Relating to Women" AnOr, 12, 1935.
- "The Status of Woman Reflected in the Nuzi Tablets" ZA, 43, 1936.
- Greengus, S. "Sister Adoption at Nuzi and Wife Sister in Genesis" HUCA, 1975.
- Jankowska, N.B. "Leguments from Arrapha in Collocations of the U.S.S.R." 1951.
- (1) "Communal Self-Government and the King of the State of Arrapha" JESHO, 12, 1969.
- (2) "Extended Family Commune and Civil Self Government in Arrapha in the 15-14 BC" Ancient Mesopotamia 1969.
- Jean, C.F. "Les DUB-BI MA-RU-TI de Nuzi" JA, 214 1929.
- Kendall, T. "Warfare and Military Matters in the Nuzi Tablets" Ph. D, 1974.
- Koschaker, P. "Neue keilschriftliche Rechtsurkunden aus der El-Amarna Zeit" ASAW 39, 1928.
- "Drei Rechtsurkunden aus Arrapha" ZA, 1944.
- Lacheman, E.R. "Real Estate Adoption by Women in the Tablets from Nuzi" AOAT, 1973.
- Leemans, W.F. "The Role of Landlease in Mesopotami a

- in the Early Second Millennium BC" *JESHO*, 1975.
- "The Pattern of Settlement in the Babylonian Countryside" Honor of I.M. Diakonoff, 1982.
- Lewy, H. "The Ahhutu Documents from Nuzi" *Or*, 9, 1940.
- "The Nuzian Feudal System" *Or*, 11, 1942.
- "A Propos of Nuzi Real Property" *JNES*, 6, 1947.
- "The Titennutu Texts from Nuzi" *Or*, 1u, 1941
- Lyon, D.G. "The Joint Expedition of Harvard University and the Baghdad School at Yorgahn Tepe near Kirkuk" *ASOR*, 30, 1928.
- MacAdams, R. "Property Rights and Functional in Tenure in Mesopotamian Rural Communities" Honor of Diakonoff, 1982.
- Maidman, M.A. "A Socio-Economic Analysis of a Nuzi Family Archive" *PH. D*, 1976.
- "The Tehiptila Family of Nuzi: A Genealogical Reconstruction" *JCS*, 28-3, 1976.
- "A Nuzi Private Archive" *Assur*, 1969.
- Mendelsohn, I. "The Conditional Sale into Slavery of Free Born Daughters in Nuzi and the Law of Ex, 21 7-11" *JAOS*, 55, 1935.
- Morrison, M. "The Family of Silwa Tesup Mar Sarri" *JCS*, 31, 1979.
- 大林太良「擬制的親族関係の意義と形態」講座「家族」
- Oppenheim, A.L. "An Operational Device in Mesopotamian Bureaucracy" *JNES*, 18, 1959.
- Owen, D.I. "The loan Documents from Nuzi" *Ph. D*, 1969.
- Paradise, J.S. "Marriage Contracts of Free Persons at Nuzi" *JCS*, 1987.
- Pfeiffer, R.H. & Speiser, E.A. "100 New Selected Nuzi Texts" *AASOR*, 16, 1935.
- Pfeiffer, R.H. "Yorgan Tepe: Preliminary Report of the Excavation during 1928-29" *BASOR*, 1929.
- "The Excavation at Nuzi: Preliminary Report of the Nuzi, 4th Campaign" *BASOR*, 42, 1932.
- "Nuzi and Hurrians: The Excavations at Nuzi and their Contribution to our Knowledge of the History of Hurrians" *Smithsonian Institution Report*, 1936.
- Postgate, J.N. "Ilku and Land Tenure in the Middle Assyrian Kingdom" Honor of Diakonoff, 1982.
- Powell, M. "Labor in the Ancient Near East" *AOS*, 68, 1987.
- Purves, P.M. "The Early Scribes of Nuzi" *AJSL*, 57, 1940.
- "Additional Remarks on Nuzi Real Property" *JNES*, 6, 1947.
- "Commentary on Nuzi Real Property in the Light of Recent studies" *JNES*, 4, 1945.

- Reviv, H. "Urban Representative Institutions and Self Government in Syria-Palestine in the 2nd Half of the 2nd Millennium BC" JESHO, 1969.
- Roux, G. "Ancient Iraq" 1983 (2nd ed).
- Sarrisalo, A. "New Kirkuk Documents Relating to Slaves" SO, 1934.
- Skaist, A. "The Authority of the Brother at Arrapha and Nuzi" JAOS, 89, 1969.
- Speiser, F.A. "Ethnic Movement in the Near East" AASOR, 13, 1932.
- "Southern Kurdistan" AASOR, 8, 1926-27.
- "New Kirkuk Documents Relating to Family Laws" AASOR, 10, 1929-29.
- "A Letter of Saushtar and the Kirkuk Tablets" JAOS, 49, 1929.
- "New Kirkuk Documents Relating to Security Transactions" JAOS, 52, 1933.
- "Notes to Recently Published Nuzi Texts" JAOS, 55, 1938. "Studies in Hurrian Grammar" JAOS, 56, 1936.
- "Introduction to Hurrian" AASOR, 20, 1941.
- Steele, F.R. "Nuzi Real Estate Transactions" AOS, 17, 1943.
- Thureau, D. "Aram Naharaim" ANOR, 26, 1948.
- Weeks, N.K. "The Real Estate Interests of a Nuzi Family" PH. D, 1972.
- Zaccagnini, C. "The Rural Landscape of the Land of Arrapha", 1979.